



宮 崎 県 公 報

平成20年3月24日(月曜日) 第 1966 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭 1 丁目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定の一部を改正する告示…………… (環境管理課) 1
- 振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定の一部を改正する告示…………… (“) 1

頁

- 悪臭物質の規制地域の指定及び悪臭物質の規制基準の設定の一部を改正する告示…………… (環境管理課) 1
- 宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等の一部を改正する告示…………… (都市計画課) 1
- 都市計画事業の変更の認可…………… (公園下水道課) 1

公 告

- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村整備課) 2
- 県営土地改良事業に係る換地処分…………… (“) 2
- 都市計画の決定図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 2
- 入札公告…………… 2

告 示

宮崎県告示第 219 号

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定 (昭和四十七年宮崎県告示第六百四十四号) 中

「 都 城 市 延 岡 市 日 南 市 小 林 市 日 向 市 串 間 市 西 都 市 え び の 市 清 武 町 田 野 町 佐 土 原 町 南 郷 町 三 股 町 山 之 口 町 高 城 町 山 田 町 高 崎 町 高 原 町 高 岡 町 國 富 町 綾 町 高 鍋 町 新 富 町 川 南 町 都 農 町 門 川 町 北 川 町 東 郷 町 高 千 穂 町 北 郷 町 北 方 町 」

を

「 都 城 市 延 岡 市 日 南 市 小 林 市 日 向 市 串 間 市 西 都 市 え び の 市 清 武 町 北 郷 町 南 郷 町 三 股 町 高 原 町 國 富 町 綾 町 高 鍋 町 新 富 町 川 南 町 都 農 町 門 川 町 高 千 穂 町 」

に改める。

平成二十年三月二十四日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 210 号

振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定 (平成四年宮崎県告示第四百八十二号) 中

「 都 城 市 延 岡 市 日 南 市 小 林 市 日 向 市 串 間 市 西 都 市 え び の 市 清 武 町 田 野 町 佐 土 原 町 北 郷 町 南 郷 町 三 股 町 山 之 口 町 高 城 町 山 田 町 高 崎 町 高 原 町 高 岡 町 國 富 町 綾 町 高 鍋 町 新 富 町 川 南 町 都 農 町 門 川 町 東 郷 町 北 方 町 北 川 町 高 千 穂 町 」

を

「 都 城 市 延 岡 市 日 南 市 小 林 市 日 向 市 串 間 市 西 都 市 え び の 市 清 武 町 北 郷 町 南 郷 町 三 股 町 高 原 町 國 富 町 綾 町 高 鍋 町 新 富 町 川 南 町 都 農 町 門 川 町 高 千 穂 町 」

に改める。

平成二十年三月二十四日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 211 号

悪臭物質の規制地域の指定及び悪臭物質の規制基準の設定 (平成十七年宮崎県告示第五百二号) 中

「 都 城 市 延 岡 市 日 南 市 小 林 市 日 向 市 串 間 市 西 都 市 え び の 市 清 武 町 田 野 町 佐 土 原 町 北 郷 町 南 郷 町 三 股 町 山 之 口 町 高 城 町 山 田 町 高 崎 町 高 原 町 高 岡 町 國 富 町 綾 町 高 鍋 町 新 富 町 川 南 町 都 農 町 門 川 町 北 川 町 北 浦 町 高 千 穂 町 」

を

「 都 城 市 延 岡 市 日 南 市 小 林 市 日 向 市 串 間 市 西 都 市 え び の 市 清 武 町 北 郷 町 南 郷 町 三 股 町 高 原 町 國 富 町 綾 町 高 鍋 町 新 富 町 川 南 町 都 農 町 門 川 町 高 千 穂 町 」

に改める。

平成二十年三月二十四日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 212 号

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等 (平成五年宮崎県告示第六百三十号) の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月二十四日

宮崎県知事 東国原 英 夫

五 2 の表国道二一〇号の項中「県立日南養護学校前」を「県立日南くらしお支援学校前」に改める。

宮崎県告示第 213 号

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第63条第 1 項の規定により、平成18年宮崎県告示第 426号による宮崎都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年3月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 施行者の名称

- 宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宮崎広域都市計画公園事業 4・4・2号宝塔山公園
- 3 事業施行期間
平成16年4月1日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分 宮崎市佐土原町上田島字百貫地及び字水ヶ廻地内
使用の部分 なし

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、栗の尾地区県営土地改良事業(美郷町・椎葉村、中山間地域総合農地防災事業)に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成20年3月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間
平成20年3月24日から平成20年4月21日まで
- 3 縦覧場所
美郷町役場産業建設課内、椎葉村役場農林振興課内

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、古屋二反野地区大平山換地区県営土地改良事業(綾町、県営中山間地域総合整備事業)に係る換地処分をした。

平成20年3月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年3月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称
日向市
- 2 都市計画の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画特別用途地区
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県日向土木事務所

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成20年3月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量 LAN用クライアントパソコン 1式(クライアントパソコン、周辺機器、ソフトウェア、据付工事等)
 - (2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成20年7月31日
 - (4) 契約期間 平成20年8月1日から平成25年7月31日まで(60月)

- (5) 納入場所 宮崎県庁本庁各課及び出先機関
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
 - (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
 - (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 平成19年宮崎県告示第339号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理(システム開発を含む。)、データエントリー及びその他のものであること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
 - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
 - オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
 - (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。
 - なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。
 - ア 提出場所 宮崎県地域生活部情報政策課システム運用担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号880-8501 電話番号0985(26)7045
 - イ 提出期限 平成20年5月15日午後5時
 - ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送にあつては、書留郵便に限る。)により提出すること。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 宮崎県地域生活部情報政策課システム運用担当
 - (2) 期間 平成20年3月24日から平成20年5月22日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

- 5 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 場所 宮崎県地域生活部情報政策課システム運用担当
 - (2) 期間 平成20年4月22日から平成20年5月15日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 6 入札に関する質問事項等の受付
- 本件入札に関する質問については、平成20年5月15日午後5時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあつては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに關しては、メール又はホームページで通知する。
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県地域生活部情報政策課システム運用担当
 - (2) 提出期限 平成20年5月22日午後5時
 - (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあつては、書留郵便に限る。)により提出すること。
- 8 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁附属棟2階201会議室
 - (2) 日時 平成20年5月23日午前11時
- 9 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項
- 宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法
- 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等
- 宮崎県地域生活部情報政策課システム運用担当
- 13 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 14 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機構(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の關係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手續の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the service required: Client Personal Computer for Local Area Network,1set
 - (2) Time limit for tender: 5:00.p.m.22 May 2008
 - (3) Contact point for the notice: Regional Affairs Department Section Information Administration Division Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 TachibanadoriHigashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7045